

社会福祉法人 山根会は、次世代育成支援対策促進法に基づき、「一般事業主行動計画」を公表いたします。

1. 計画期間 平成30年2月15日～平成33年2月14日までの3年間
2. 内 容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

目標2：対象者に対する社会保険労務士による上記制度の個人別説明会

〈対策〉

- 平成30年2月～情報提供と説明会実施についての周知
- 平成30年3月～該当者に対して個人別説明会の実施